

「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 報告(案)」 についての意見募集の結果

意見募集期間: 令和7年6月14日(土)から同年7月14日(月)まで

提出された御意見の件数: 7件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1	アルテリア・ネットワークス株式会社
2	株式会社JPIX
3	アジアインターネット日本連盟
4	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構
5	LINE ヤフー株式会社
6	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
7	個人(1件)

**「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会報告(案)」
に対して寄せられた意見及びこれに対する考え方**

意見 No.	意見対象箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
報告書(案)全般についての意見				
1	全般	電気通信事故報告制度を未来志向かつ実効性のある、より良いものとしていただくことに資するよう、本報告(案)に対して意見を申し上げます。 今回、本報告書のご提言にそった制度変更が実施された場合には、無料のインターネット関連サービスのうち、他人の通信を媒介する電気通信役務について、重大な事故の報告基準が大幅に強化されることになります。 重大な事故の報告基準の大幅な強化により、その基準に応じた人的・物的対応体制の強化が求められたり、または、重大な事故が発生した場合に行政指導が行われることになる、無料のインターネット関連サービスを提供する事業者のレピュテーションや我が国のインターネット関連産業のイノベーションの阻害、ひいては日本のユーザーの皆さまの不利益となる懸念がありますので、今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであることを明確に記載いただくようお願いします。	本報告案に記載のとおり、「無料のインターネット関連サービス」区分について、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均で見ると、当該区分における「重大な事故」の報告件数は年間0件であり、報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込まれる報告件数は、特定の事業者に偏ることなく、サービス全体として年間1.6件であることから、こうしたサービスを提供する個別の事業者に過度の負担を生じさせるものではないと考えられます。 電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものです。一方、電気通信事業者	無

		また、無料のインターネット関連サービスと有料サービスとは、法令上の義務や緊急通報の取扱、電波・電話番号の割当の有無などを踏まえ、求められるサービス品質が異なるものであることから、今回の報告基準の見直しにより、無料のインターネット関連サービスに対して有料サービスに準じた人的・物的な冗長性確保などを求めるものではないことを明確に記載いただくよう、お願いいたします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。 以上から、原案のとおりとします。	
2	全般	報告書案の取りまとめにあたり、弊社が提出した意見書で述べた観点を斟酌いただき、感謝いたします。今後、電気通信事故報告制度を未来志向かつ実効性のある、より良いものとしていただくことに資するよう、改めて、意見を申し上げます。 今回、本報告書のご提言にそった制度変更が実施された場合には、無料のインターネット関連サービスのうち、他人の通信を媒介する電気通信役務について、重大な事故の報告基準が大幅に強化されることになります。 重大な事故の報告基準の大幅な強化により、その基準に応じた人的・物的対応体制の強化が求められたり、または、重大な事故が発生した場合に行政指導が行われることになると、無料のインターネット関連サービスを提供する事業者のレピュテーションや我が国のインターネット関連産業のイノベーションの阻害、ひいては日本のユーザーの皆さまの不利益となる懸念がありますので、今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では無料のインターネット関連サービスに係る重大	本報告案に記載のとおり、「無料のインターネット関連サービス」区分について、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均で見ると、当該区分における「重大な事故」の報告件数は年間0件であり、報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込まれる報告件数は、特定の事業者に限ることなく、サービス全体として年間1.6件であることから、こうしたサービスを提供する個別の事業者への過度の負担を生じさせるものではないと考えられます。 電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告	無

		な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであることを明確に記載いただくようお願いします。 また、無料のインターネット関連サービスと有料サービスとでは、法令上の義務や緊急通報の取扱、電波・電話番号の割当の有無などを踏まえ、求められるサービス品質が異なるものであることから、今回の報告基準の見直しにより、無料のインターネット関連サービスに対して有料サービスに準じた人的・物的な冗長性確保などを求めるものではないことを明確に記載いただくよう、お願いいたします。 【LINE ヤフー株式会社】	基準の見直し等を行うものです。一方、電気通信事業者は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。 以上から、原案のとおりとします。	
3	全般	本報告案に賛同いたします。データ通信や無料インターネットサービスにおける事故報告基準の見直しは、国民の安心、利便性確保に極めて重要です。特に、無料サービス提供事業者にも責任感を促す点で期待しております。 しかしながら、重大な事故の定義については、その運用における具体的な解釈に課題が残ると考えます。定義が曖昧では、報告の判断に差異が生じ、迅速な情報収集や再発防止策の検討に支障をきたす恐れがあります。 1、重大な事故の定義の明確化と、運用を通じた継続的な改善 ・報告基準について、事業者間の解釈の齟齬を防ぐため、具体的な事例や Q&A 形式での詳細なガイドラインを早期に策定、公表してください。 ・制度運用開始後も、実態の変化を踏まえ、定義が常に適切であるか定期的に見直し、必要に応じて迅速に更新す	賛同の御意見として承ります。 「重大な事故」等の範囲の目安を定め、報告を行う電気通信事業者が、関係法令を遵守するための指針となるよう「電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を総務省において公表しています。また、事故を発生させた事業者における再発防止の観点からは、総務省において、当該事業者の取組の十分性について電気通信事故検証会議等を通じて検証を行い、必要な助言・指導等を行っており、その結果を他の事業者に共有することで、業界全体における同様の事故の再発防止を図っております。 頂いた御意見を踏まえ、総務省において、引き続き、事故の再発防止に向けた対応を進めていくものと考えます。	無

		ることを求めます。 2、原因究明および再発防止策実施の確実な監督 ・報告された事故の原因究明が徹底され、実効性のある再発防止策が事業者によって確実に実施されているかを総務省が厳しく監督・確認する体制を構築してください。 ・事故検証会議等の情報公開を通じ、制度の透明性を確保し、信頼性の向上に繋げることを期待いたします。 【個人①】		
各章に対する意見				
4	第4 2 第10段落	メッセージングサービスに係る重大な事故の報告基準を大幅に強化する理由として、令和6年能登半島地震時に、LINEが安否確認実施手段として用いられた割合が引用されています。 これは、多くの日本のユーザーの皆さまにご利用いただいているLINEは、災害発生時の連絡手段としてもご利用いただいておりますので、災害発生時においても、インターネット接続環境が確保されていればLINEのサービスをお使いいただけますので、災害発生時の連絡手段としての割合も自ずと大きくなるものです。 メッセージングサービスを含む上位レイヤーのサービスの使用可否は、データ通信サービスの可用性が確保されていることが前提であり、逆に言えば、インターネット接続環境がなければ、LINEのサービスが停止していなくても、安否確認実施手段としてはご利用いただけないことに留意が必要です。	現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無（有料/無料）、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての役割の有無といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 また、メッセージングサービスを含む電気通信サービスは、災害時において、救助等の特定の使われ方に限らず、安否確認の情報伝達など様々な利用用途が想定されることから、利用者の身体・生命等との関連性はあ	無

		また、今回の IP ネットワーク設備委員会での検討においては、本調査の結果や利用者へのアンケート調査結果をもとに「身体・生命・財産との関連性」が評価されていますが、アンケート調査をもとに評価されるのであれば、端的に身体・生命・財産との関連性が高いと感じるサービスは何かを調査すべきと考えます。 今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このようなサービス性質の違いを念頭に置いてご議論いただきますようお願いいたします。 【LINE ヤフー株式会社】	と考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	
5	第4 2 図表 14	インターネットの利用目的やソーシャルメディア利用の平均利用時間の調査結果として、SNS・ソーシャルメディアを一括りにした数値が示されていますが、SNS・ソーシャルメディアといっても掲示板的なサービス、画像共有サービス、動画共有サービス、ライブ配信サービスなど多種多様であり、サービスの用いられ方や利用時間もそれぞれのサービスごとに異なります。電子メールとの比較において、どのような性質の SNS・ソーシャルメディアを念頭に置くのかにより、その分析結果も異なってくるものと考えられます。 なお、これらの調査では SNS・ソーシャルメディアにメッセージングサービスが含まれていますが、本報告書の他の箇所では、SNS とメッセージングサービスを別個に取り扱っている箇所もあります。また、SNS の主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものなどもあります。 電気通信事故の報告基準のどの区分により報告すべきなのかを判定する上で重要な点ですので、SNS とメッセージングサービスの定義を明確にさせていただきようお願いいた	本制度見直しのうち無料のインターネット関連サービスについては特に他人の通信を媒介する電気通信役務のうちメッセージングサービス及び電子メールサービスを念頭に置いたものです。 御意見を踏まえ、明確化のため、脚注に「<u>メッセージングサービスおよび電子メールサービスの定義については、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二及び同項第十九号の三を参照されたい</u>」と追記いたします。	有

		します。 【アジアインターネット日本連盟】		
6	第4 2 図表 14	インターネットの利用目的やソーシャルメディア利用の平均利用時間の調査結果として、SNS・ソーシャルメディアを一括りにした数値が示されていますが、SNS・ソーシャルメディアといっても掲示板的なサービス、画像共有サービス、動画共有サービス、ライブ配信サービスなど多種多様であり、サービスの用いられ方や利用時間もそれぞれのサービスごとに異なります。電子メールとの比較において、どのような性質の SNS・ソーシャルメディアを念頭に置くのかにより、その分析結果も異なってくるものと考えられます。 なお、これらの調査では SNS・ソーシャルメディアにメッセージングサービスが含まれていますが、本報告書の他の箇所では、SNS とメッセージングサービスを別個に取り扱っている箇所もあります。また、SNS の主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものなどもあります。 電気通信事業者にとっては、報告基準のどの区分により事故報告すべきなのかを判断する上で重要な点ですので、対象となるサービスの定義や範囲を明確にしてくださいようお願いいたします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	本制度見直しのうち無料のインターネット関連サービスについては特に他人の通信を媒介する電気通信役務のうちメッセージングサービス及び電子メールサービスを念頭に置いたものです。 御意見を踏まえ、明確化のため、脚注に「<u>メッセージングサービスおよび電子メールサービスの定義については、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二及び同項第十九号の三を参照されたい</u>」と追記いたします。	有
7	第4 2 図表 15	インターネットの利用目的やソーシャルメディア利用の平均利用時間の調査結果として、SNS・ソーシャルメディアを一括りにした数値が示されていますが、SNS・ソーシャルメディアといっても掲示板的なサービス、画像共有サービス、動画共有サービス、ライブ配信サービスなど多種多様であ	本制度見直しのうち無料のインターネット関連サービスについては特に他人の通信を媒介する電気通信役務のうちメッセージングサービス及び電子メールサービスを念頭に置いたものです。 御意見を踏まえ、明確化のため、脚注に「<u>メッセージ</u>	有

		り、サービスの用いられ方や利用時間もそれぞれのサービスごとに異なります。 電子メールとの比較において、どのような性質の SNS・ソーシャルメディアを念頭に置くのかにより、その分析結果も異なってくるものと考えられます。 なお、これらの調査では SNS・ソーシャルメディアにメッセージングサービスが含まれていますが、本報告書の他の箇所では、SNS とメッセージングサービスを別個に取り扱っている箇所もあります。また、SNS の主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものなどもあります。電気通信事故の報告基準のどの区分により報告すべきなのかを判定する上で重要な点ですので、SNS とメッセージングサービスの定義を明確にさせていただきようお願いいたします。 【アジアインターネット日本連盟】	<u>ングサービスおよび電子メールサービスの定義については、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二及び同項第十九号の三を参照されたい</u>」と追記いたします。	
8	第4 2 図表 15	インターネットの利用目的やソーシャルメディア利用の平均利用時間の調査結果として、SNS・ソーシャルメディアを一括りにした数値が示されていますが、SNS・ソーシャルメディアといっても掲示板的なサービス、画像共有サービス、動画共有サービス、ライブ配信サービスなど多種多様であり、サービスの用いられ方や利用時間もそれぞれのサービスごとに異なります。電子メールとの比較において、どのような性質の SNS・ソーシャルメディアを念頭に置くのかにより、その分析結果も異なってくるものと考えられます。 なお、これらの調査では SNS・ソーシャルメディアにメッセージングサービスが含まれていますが、本報告書の他の箇所では、SNS とメッセージングサービスを別個に取り扱っ	本制度見直しのうち無料のインターネット関連サービスについては特に他人の通信を媒介する電気通信役務のうちメッセージングサービス及び電子メールサービスを念頭に置いたものです。 御意見を踏まえ、明確化のため、脚注に「<u>メッセージングサービスおよび電子メールサービスの定義については、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二及び同項第十九号の三を参照されたい</u>」と追記いたします。	有

		ている箇所もあります。 また、SNSの主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものなどもあります。 電気通信事業者にとっては、報告基準のどの区分により事故報告すべきなのかを判断する上で重要な点ですので、対象となるサービスの定義や範囲を明確にしてくださいようお願いいたします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】		
9	第4 2 第13段落	緊急通報、電話、およびデータ通信の各サービスと、データ通信サービスの可用性に依存する無料のインターネット関連サービスとでは、その性質に大きな差異がありますが、本アンケート調査においては、性質の異なる様々な電気通信サービスを一括りにして設問が設定されています。そのようなサービスの差異についての説明等がないまま、事故が重大か否かや、サービスの重要性を測ることは適当ではありません。 また、現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、それではなければ目的を達せられない緊急通報やデータ通信といったサービス以外は、1つのサービスが停止したとしても、他の連絡手段により目的を達することも可能である場合も多くあります。 このため、利用者に対するアンケート調査においては、「重大な事故」と感じるかどうかは、他の連絡手段により目的を達することができるかどうかという点も考慮されるべきです。今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このようなサービス性質の違いを丁寧に説明した上で、アンケート調査を含む消費者の利用形態を	本アンケート調査は他サービスに対する基盤としての役割の有無といったサービスの特性に関わらず、利用者目線で当該サービスに障害が生じた際、「重大な事故」と感じる時間等を把握するために実施したものです。 一方、現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無（有料/無料）、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 どのような点について「国際的にみても特異な報告制	無

		把握・精査していただきますようお願いいたします。 なお、IP ネットワーク設備委員会における、今回の電気通信事故報告制度の見直しの検討においては、サービスが多様化している中で「重大な事故」との呼称を用いることについても議論になっております。 既に国際的に見ても特異な報告制度である中、真に「重大な事故」として取り扱うべきものは何か、その他状況把握のために報告を求めたいものは何かなどを十分に検討することが必要であると考えられます。アンケート調査においても「重大な事故」との呼称を用いるべきか、検討が必要であると考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	度」と御意見されているか必ずしも明らかではありませんが、本報告案に記載のとおり、データ通信サービス（インターネットアクセス、インターネット接続）及び無料のインターネット関連サービスに関する諸外国における電気通信事故の報告基準を確認したところ、日本の現行基準はいずれも諸外国の中では中位程度の水準となっているものと考えております。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	
10	第4 2 第13段落	緊急通報、電話、およびデータ通信の各サービスと、データ通信サービスの可用性に依存する無料のインターネット関連サービスとでは、その性質に大きな差異がありますが、本アンケート調査においては、性質の異なる様々な電気通信サービスを一括りにして設問が設定されています。そのようなサービスの差異についての説明等がないまま、事故が重大か否かや、サービスの重要性を測ることは適当ではありません。また、現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、それでなければ目的を達せられない緊急通報やデータ通信といったサービス以外は、1つのサービスが停止したとしても、他の連絡手段により目的を達することも可能である場合も多くあります。 このため、利用者に対するアンケート調査においては、「重大な事故」と感じるかどうかは、他の連絡手段により目的を達することができるかどうかという点も考慮されるべき	本アンケート調査は他サービスに対する基盤としての役割の有無といったサービスの特性に関わらず、利用者目線で当該サービスに障害が生じた際、「重大な事故」と感じる時間等を把握するために実施したものです。 一方、現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無（有料/無料）、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての	無

		です。今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このようなサービス性質の違いを丁寧に説明した上で、アンケート調査を含む消費者の利用形態を把握・精査していただきますようお願いいたします。 なお、IP ネットワーク設備委員会における、今回の電気通信事故報告制度の見直しの検討においては、サービスが多様化している中で「重大な事故」との呼称を用いることについても議論になっています。真に「重大な事故」として取り扱うべきものは何かなどを十分に検討する事が必要であると考えられます。加えて、アンケート調査においても「重大な事故」との呼称を用いるべきか、検討が必要であると考えます。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINE ヤフー株式会社】	役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	
11	第4 2 第 16 段落	「災害時に使えなくなると最も困ると感じる通信サービスは、「緊急通報」、「電話」、「メッセージング」、「インターネット」の順に回答割合が高い」とのアンケート調査結果をもとに、電話やメッセージングサービスは、災害時における利用者の身体・生命等との関連性が高いと考えられるとされています。 しかしながら、メッセージングサービスを含む無料のインターネット関連サービスは、データ通信サービスの可用性に依存するサービスであり、電話と違い、災害時においてもインターネット接続環境が確保されていれば使用可能ですので、そのようなサービスの性質の差異を踏まえず、一括りにして取り扱い、調査することは不適當です。 このようなサービスの性質の差異を踏まえた場合に、使	本アンケート調査は他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性に関わらず、利用者目線で災害時に使えなくなると困ると感じる通信サービスについて調査を実施したものです。 一方、現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無(有料/無料)、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいて	無

		えなくなると最も困るサービスとして電話と比較すべきはデータ通信サービスであるべきです。また、現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、それでなければ目的を達せられない緊急通報やデータ通信といったサービス以外は、1つのサービスが停止したとしても、他の連絡手段により目的を達することも可能である場合も多くあります。調査にあたっては、ある特定のサービスが使えなくても代替の連絡手段が存在するかどうかを踏まえ、「重大な事故」と言えるほどに「使えなくなると困る」のか、回答を求めるべきです。 加えて、今回の IP ネットワーク設備委員会における検討においては、熊本地震と能登半島地震時における安否確認実施手段に係る調査結果や利用者へのアンケート調査結果をもとに「身体・生命・財産との関連性」が評価されていますが、アンケート調査をもとに評価されるのであれば、端的に身体・生命・財産との関連性が高いと感じるサービスは何かを調査すべきです。 今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このようなサービス性質の違いや前提を丁寧に説明した上で、アンケート調査を含む消費者の利用形態を把握・精査していただきますようお願いいたします。 【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	も、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 さらに、メッセージングサービスを含む電気通信サービスは、災害時において、救助等の特定の使われ方に限らず、安否確認の情報伝達など様々な利用用途が想定されることから、利用者の身体・生命等との関連性はあると考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	
12	第4 2 第16段落	「災害時に使えなくなると最も困ると感じる通信サービスは、「緊急通報」、「電話」、「メッセージング」、「インターネット」の順に回答割合が高い」とのアンケート調査結果をもとに、電話やメッセージングサービスは、災害時における利	本アンケート調査は他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性に関わらず、利用者目線で災害時に使えなくなると困ると感じる通信サービスについて調査を実施し	無

		用者の身体・生命等との関連性が高いと考えられるとされています。 しかしながら、メッセージングサービスを含む無料のインターネット関連サービスは、データ通信サービスの可用性に依存するサービスであり、固定電話や携帯電話と違い、災害時においてもインターネット接続環境が確保されていれば使用可能ですので、そのようなサービスの性質の差異を踏まえず、一括りにして取り扱い、調査することは不適當です。このようなサービスの性質の差異を踏まえた場合に、使えなくなると最も困るサービスとして電話と比較すべきはデータ通信サービスであるべきです。 また、現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、それではなければ目的を達せられない緊急通報やデータ通信といったサービス以外は、1つのサービスが停止したとしても、他の連絡手段により目的を達することも可能である場合も多くあります。調査にあたっては、ある特定のサービスが使えなくても代替の連絡手段が存在するかどうか踏まえ、「重大な事故」といえるほどに「使えなくなると困る」のか、回答を求めるべきです。 加えて、今回の IP ネットワーク設備委員会での検討においては、熊本地震と能登半島地震時における安否確認実施手段に係る調査結果や利用者へのアンケート調査結果をもとに「身体・生命・財産との関連性」が評価されていますが、アンケート調査をもとに評価されるのであれば、端的に身体・生命・財産との関連性が高いと感じるサービスは何かを調査すべきです。 今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このようなサービス性質の違いや前提を丁寧に説明した上で、アンケート調査を含む消費者の利用	たものです。 一方、現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無(有料/無料)、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 また、メッセージングサービスを含む電気通信サービスは、災害時において、救助等の特定の使われ方に限らず、安否確認の情報伝達など様々な利用用途が想定されることから、利用者の身体・生命等との関連性はあると考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	
--	--	---	---	--

		形態を把握・精査していただきますようお願いいたします。 【LINE ヤフー株式会社】		
13	第4 2 第13段落	利用者へのアンケート調査の「災害時に使えなくなると最も困ると感じる通信サービス」との設問への回答の多寡をもって、「災害時における利用者の身体・生命等との関連性が高い」との結論が導かれていますが、身体・生命等との関連性については、その使われ方が、救助を求めるものであるのか等によりますので、論理に飛躍があります。 アンケート調査によって、電気通信サービスと身体・生命等との関連性を把握するのであれば、「災害時において身体・生命等と関連があると感じる通信サービス」は何かを直接的に問うべきです。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	災害時には、救助等の特定の使われ方に限らず、安否確認の情報伝達など、その他様々なサービスの利用用途や使われ方について、利用者の身体・生命等との関連性があると考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	無
14	第4 5(1)①イ 第4段落	緊急通報を取扱うサービスや他のサービスの基盤となるデータ通信サービスと、無料のインターネット関連サービスとは、法令上の役務義務や国民共有の財産である電波や電話番号の有無などの点で大きく性質が異なるものであり、また、冗長性の確保の程度や求められるサービス品質も有料・無料とで異なりますので、行政指導を実施するかどうかの検討にあたってはそのような性質の違いが十分に勘案される必要があります。 また、自主規制を含めた多様な手法がありうる中で、「行政指導」という一つの行政手法のみを特出することへも強い違和感があります。このため、「緊急通報の取扱有無をはじめとするサービスの重要度や事故の影響規模等を勘案し、行政指導の要否を含めて」は「事故の影響規模だ	行政指導については、影響を受けたサービスの重要度や影響規模等を勘案し、特に必要性が高い「重大な事故」に対し、電気通信事業者における自主的な取組に加え、その再発防止徹底のための対応の一つとして、その必要性に応じて行政庁が実施するものと考えます。 行政指導の要否を含め事故の再発防止に向けた対応については、電気通信事業者による電気通信サービスの更なる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るためにも、これまでと同様に、影響を受けたサービスの重要度だけではなく、その影響規模等も併せて勘案しながら実施するべきと考えます。 その影響を受けたサービスの重要度を検討する際、	無

		けでなく法令上の役務義務や国民共有の財産である電波や電話番号の割当、緊急通報の取扱の有無を踏まえ、行政としての対応の要否を含めて」に修正いただきますようお願いいたします。 【アジアインターネット日本連盟】	法令上の提供義務や電波・電話番号の割当といったサービス特性については一指標として参考になる一方、身体・生命・財産との関連性や利用者数の規模等といった他指標と併せて参考にされるものと考えられることから、原案のとおりとします。	
15	第4 5(1)①イ 第4段落	電気通信事業者の事業の予見性確保の観点から、次の点について、文意を明確にさせていただきますようお願いいたします。 「緊急通報の取扱有無をはじめとするサービスの重要度や事故の影響規模等を勘案し、行政指導の要否を」とは、行政指導の要否は、単に事故の影響規模だけではなく、緊急通報の取扱、法律上の役務提供義務または電波や電話番号の割当があること、若しくは有料のサービスであるとの性質を勘案するとの意味であると理解してよろしいでしょうか。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	行政指導については、影響を受けたサービスの重要度や影響規模等を勘案し、特に必要性が高い「重大な事故」に対し、電気通信事業者における自主的な取組に加え、その再発防止徹底のための対応の一つとして、その必要性に応じて行政庁が実施するものと考えます。 行政指導の要否を含め事故の再発防止に向けた対応については、電気通信事業者による電気通信サービスの更なる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るためにも、これまでと同様に、影響を受けたサービスの重要度だけではなく、その影響規模等も併せて勘案しながら実施するべきと考えます。 その影響を受けたサービスの重要度を検討する際、法令上の提供義務や電波・電話番号の割当といったサービス特性については一指標として参考になる一方、身体・生命・財産との関連性や利用者数の規模等といった他指標と併せて参考にされるものと考えられることから、原案のとおりとします。	無
16	第4 5(1)①イ 第4段落	今回の電気通信事故の報告基準の見直しの目的は、IPネットワーク設備委員会における議論から、従来の基準では把握困難であった無料インターネット関連サービス等の	行政指導については、影響を受けたサービスの重要度や影響規模等を勘案し、特に必要性が高い「重大な事故」に対し、電気通信事業者における自主的な取組	無

		事故情報を捕捉することにより、「教訓の収集と共有」が趣旨であると理解しており、いたずらに電気通信事業者の行政指導に係るレピュテーションリスクを高めようとするものではなく、また、報告基準の見直しに合わせた設備的な冗長性確保や人的な体制強化などの負担を求めるものではないものと承知しています。 また、無料のインターネット関連サービスの提供品質は利用者との間の私的契約関係によって担保されるものであり、事故の再発防止は行政からのご指導によって図られるべきものではなく、基本的に、当該無料のインターネット関連サービスを提供する事業者自身が、利用者への影響や社会的な責任を踏まえ、自主的判断により実施すべきものです。 緊急通報を取扱うサービスや他のサービスの基盤となるデータ通信サービスと、無料のインターネット関連サービスとは、法令上の役務義務や国民共有の財産である電波や電話番号の有無などの点で大きく性質が異なるものであり、また、冗長性の確保の程度や求められるサービス品質も有料・無料とで異なりますので、行政指導を実施するか否かの検討にあたってはそのような性質の違いが十分に勘案される必要があると考えます。 原案のままでは、「サービスの重要度」が何を指すのか明確ではなく、「事故の影響規模」が大きいことを理由に行政指導が実施される可能性が否定できず、無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故を惹起した事業者が行政指導を受けるリスクが高くなる書き振りとなっています。 このため、「緊急通報の取扱有無をはじめとするサービスの重要度や事故の影響規模等を勘案し、行政指導の要	に加え、その再発防止徹底のための対応の一つとして、その必要性に応じて行政庁が実施するものと考えます。 行政指導の要否を含め事故の再発防止に向けた対応については、電気通信事業者による電気通信サービスの更なる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るためにも、これまでと同様に、影響を受けたサービスの重要度だけではなく、その影響規模等も併せて勘案しながら実施するべきと考えます。 その影響を受けたサービスの重要度を検討する際、法令上の提供義務や電波・電話番号の割当といったサービス特性については一指標として参考になる一方、身体・生命・財産との関連性や利用者数の規模等といった他指標と併せて参考にされるものと考えられることから、原案のとおりとします。	
--	--	--	---	--

		否を含めて」は「事故の影響規模だけでなく法令上の役務義務や国民共有の財産である電波や電話番号の割当、緊急通報の取扱の有無を踏まえ、行政指導の要否を含めて」に修正いただきますようお願いします。 【LINE ヤフー株式会社】		
17	第4 5(2)ア① 第8段落	「データ通信サービスは、メッセージングサービス、電子メールサービス、検索サービスといった多くの利用者を有する上位レイヤーサービスの基盤となるインフラ的役割を担って」と記載されているとおり、データ通信サービスの可用性が確保されていなければ、上位レイヤーサービスで災害時に安否確認は不可能です。上位レイヤーサービスが災害時における安否確認に利用されているとしても、データ通信サービスと、その可用性に依存する上位レイヤーサービスとを同列に並べて「身体・生命・財産」との関連性を比較することは不適當です。 また、現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、安否確認を行いたいと考えるほどの相手方と特定の1つのサービスだけでしか連絡を取れないというケースは少ないのではないかと考えられます。上位レイヤーサービスのうち1つのサービスが停止したとしても、電話を含め即座に他のサービスに乗り換えることが可能であると考えられますので、災害時に安否確認を行いたい相手方との連絡手段を複数確保しているかどうかも含め、調査すべきと考えます。 今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このような点を含め、アンケート調査を含む消費者の利用形態を把握・精査していただきますようお願い	現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無（有料/無料）、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	無

		いたします。 【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINE ヤフー株式会社】		
18	第4 5(2)ア③	当社は、通信インフラの安定的な提供を通じて社会に貢献することを使命としており、データ通信サービスについて「重大な事故」の報告基準を利用実態に合わせて見直すことについて賛同します。 一方で、今回の報告基準見直しにより、設備設計基準変更や運用体制変更による事業者への影響について考慮が必要になる場合もありうると考えます。 【株式会社JPIX】	賛同の御意見として承ります。 本報告案に記載のとおり、電気通信事業者が今回の報告基準の見直しを踏まえて設備構成に変更を加える場合には一定の期間を要するものと考えられ、総務省においては、「重大な事故」の報告において、電気通信事業者がこうした設備構成の変更の途上にある旨を明らかにした場合には、事故の再発防止に向けた対応の検討に当たって斟酌することが適当であるとしています。	無
19	第4 5(2)ア③	「データ通信サービスは、音声通話サービスと概ね同等の重要度を有している」とありますが、これを紐解くと「人の音声を送る技術は、従来の電気通信番号を用いた音声通話のみならず、IPを基盤としたデータ伝送設備上で電気通信番号を用いないで提供される音声通話が、一定程度、我が国で普及していることを指しているものと理解します。しかし、一定程度の帯域を確保したうえで提供される音声通話サービスと、帯域を確保しないでデータ伝送設備及びインターネット上で提供される音声通話とでは、品質・技術ともに全く異なります。 当協会の会員の多くが提供するISP(インターネット接続)はデータ通信サービスに該当しますが、会員のほとんどは当該データ伝送設備及びインターネット上での音声通話を提供していなく、アプリ等を用いたサービス提供事業者	本報告案は、社会経済活動におけるインターネットの重要性の高まりなど電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえ、インターネットアクセス・接続サービスの報告基準を「緊急通報を取り扱わない音声伝送役務」と同等の基準への見直しなどについて検討を行った結果を取りまとめたものであり、頂いた御意見については、今後の検討の参考として承ります。 また、本報告案に記載のとおり、電気通信事業者が今回の報告基準の見直しを踏まえて設備構成に変更を加える場合には一定の期間を要するものと考えられ、総務省においては、「重大な事故」の報告において、電気通信事業者がこうした設備構成の変更の途上にある旨を明らかにした場合には、事故の再発防止に向けた対応の検討に当たって斟酌することが適当であるとしてい	有

		が提供しているものと理解しております。 この理解に基づけば、今回規制拡大を対象とすべきは、データ通信サービスというインフラ全体ではなく、当該インフラ及びインターネット上で音声通話を提供する事業者ではないかと考えております。 当協会の会員は、今回の重大事故の対象となる報告基準の範囲の拡大により、システム等に自らのコストを払い、時間を割き対応することとなります。報告については事案に応じて濃淡も付け対応する方針との事ですが、事業者からは実務作業のさらなる負担への懸念が挙がっております。今回の改定実施に当たっては十分な周知及び実施のための準備期間を設けていただきたいと思います。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	ます。一方、事業者に対する十分な周知は重要であると考えられるため、御意見を踏まえ、「<u>見直し後の事故報告基準の施行に当たって十分な周知を行うことが適当である</u>」旨追記いたします。	
20	第4 5(2)イ① 第7段落	「<u>無料のインターネット関連サービス</u>」の区分に含まれる主な通信サービスとして、メッセージングサービス、電子メールサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が存在する」とされていますが、SNSといっても掲示板的なサービス、画像共有サービス、動画共有サービス、ライブ配信サービスなど多種多様であり、使われ方も異なります。本報告書で引用されているアンケート調査の中には、SNSの中にメッセージングサービスが含まれるものもあります。 また、SNSの主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものもあります。電気通信事故の報告基準のどの区分により報告すべきなのかを判定する上で重要な点ですので、それぞれの定義や用途ごとに適用される	本制度見直しのうち無料のインターネット関連サービスについては特に他人の通信を媒介する電気通信役務のうちメッセージングサービス及び電子メールサービスを念頭に置いたものです。 御意見を踏まえ、明確化のため、脚注に「<u>メッセージングサービスおよび電子メールサービスの定義については、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二及び同項第十九号の三を参照されたい</u>」と追記いたします。	有

		報告区分を明確にさせていただきますようお願いします。 【アジアインターネット日本連盟】		
21	第4 5(2)イ① 第7段落	「無料のインターネット関連サービス」の区分に含まれる主な通信サービスとして、メッセージングサービス、電子メールサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が存在する」とされていますが、SNS といっても掲示板的なサービス、画像共有サービス、動画共有サービス、ライブ配信サービスなど多種多様であり、使われ方も異なります。本報告書で引用されているアンケート調査の中には、SNS の中にメッセージングサービスが含まれるものもあります。 また、SNS の主たるサービスに、ダイレクトメッセージ機能が付随しているものもあります。 電気通信事業者にとっては、報告基準のどの区分により事故の報告すべきなのかを判断判定する上で重要な点ですので、SNS とメッセージングサービスの対象となるサービスの定義や範囲を明確にさせていただきようお願いいたします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	本制度見直しのうち無料のインターネット関連サービスについては特に他人の通信を媒介する電気通信役務のうちメッセージングサービス及び電子メールサービスを念頭に置いたものです。 御意見を踏まえ、明確化のため、脚注に「<u>メッセージングサービスおよび電子メールサービスの定義については、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二及び同項第十九号の三を参照されたい</u>」と追記いたします。	有
22	第4 5(2)イ① 第7段落 第14段落	「図 43 無料のインターネット関連サービスと他サービスの重要度の比較」においては、メッセージングサービスが災害時の安否確認実施手段として広く利用されているとして、「身体・生命・財産との関連性」の指標についてメッセージングサービスがデータ通信と同じく「高」と評価されています。 39 ページの記載のとおり、「データ通信サービスは、メッセージングサービス、電子メールサービス、検索サービスと	現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無(有料/無料)、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。	無

		いった多くの利用者を有する上位レイヤーサービスの基盤となるインフラ的役割を担って」と記載されているとおり、データ通信サービスの可用性が確保されていなければ、メッセージングサービスで災害時に安否確認は不可能です。メッセージングサービスが災害時における安否確認に利用されているとしても、データ通信サービスの可用性に依存する以上、データ通信とメッセージングサービスが「身体・生命・財産との関連性」に差異があることは明白であり、両者を同じ「高」と評価することは不適當です。 また、現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、安否確認を行いたいと考えるほどの相手方と特定の１つのサービスだけでしか連絡を取れないというケースは少ないのではないかと考えられ、データ通信サービスとメッセージングサービスとは大きな差異があることも踏まえられべきです。 【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINE ヤフー株式会社】	本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、他サービスに対する基盤としての役割の有無やサービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 なお、メッセージングサービス等の上位レイヤーサービスについては、災害時に安否確認に広く用いられるものも存在していることから、その身体・生命との関連性は高いものと考えられます。データ通信サービスについても、こうした上位レイヤーサービスの基盤としての役割があることから、身体・生命との関連性が高いものとして位置付けているものです。	
23	第4 5(2)イ① 第2段落 第9段落	証券会社等が求める多要素認証の設定は、セキュリティ等の観点から有料のキャリアメール等が推奨されることが多く、現に規約の中でこれを推奨している企業も見られます。報告書案記載の事実は主として有料のメールサービスに当てはまるものであり、無料のメールサービスの重要性を示すものにはならないと考えられます。 また、連絡手段として重要になっているという点について、無料の電子メールサービスの送受信件数の大多数はECサイトやポイントに関する通知、企業からの広告等が占めているものと考えられます。	本報告案に記載のとおり、無料のインターネット関連サービスのうち、一定規模以上のメッセージングサービスや電子メールサービスについては、音声通話やデータ通信に及ばないものの、身体・生命・財産との関連性やサービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などに照らし、国民生活における重要度が認められることから、その報告基準の見直しを行うものです。 証券会社が求める多要素認証の設定については、無料のメールアドレスの利用を排除するものではなく、利用者の意向によって選択されるものであるため、有料の	無

	現に当社サービスを見る限り、ユーザー間で日常的なコミュニケーション手段として用いるケースは少なく、広告等の受信ツールとして用いられるケースが大多数となっております。 さらに、報告書案では『令和 5 年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書』を引用したうえで、「利用者の割合は、10 年前と同様に高い水準を維持し、平均利用時間に増加傾向がみられる」と記載されています。一方で同報告書では、平日の利用時間と比較して、休日の利用時間が半分以下に減少していることが述べられています。 休日にメール利用時間が減少している要因として、今やメールはビジネス用途での利用が大半を占めていることが考えられます。ビジネス用途でのメールはセキュリティの観点から有料のサービスを用いることが通常であることからすると、翻って同報告書の調査は、無料のメールサービスの重要性を示す事実とは言えないと考えられます。 加えて検証会議では、大学入試の出願等に用いる用途があるために、メールサービス重要性が高いという旨の発言がございました。しかしながら、仮に混乱が起きたとしても大学から他の方法を提示していたり、他のメールアドレスは無料で取得でき、障害時にも他のメールアドレスで操作することを案内しているため、メールにアクセスできない時間が一定あったとしても代替手段に行き当たることはすぐに可能であると思います。 以上から、少なくとも現在報告書案において立法事実として示されているものは無料のメールサービスの重要性を示す論拠に足り得ず、これらの点について何ら具体的な資料がないままに規制を課すことには反対いたします。	メールアドレスのみに当てはまるものではないと考えます。 また、本報告案に記載のとおり、インターネット利用者のうち、その利用目的・用途として、「電子メールの送受信」と回答した者は、平成 25 年は 69.9%であり、その後も概ね 70%～80%の高い水準を維持しており、利用者視点としては、サービスの同時・双方向性が求められる電子メールとしての利用実態は引き続きあるものと考えられます。 併せて、御意見のあった「令和 5 年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」におけるメール利用実態については、同報告書において、平日及び休日におけるメール行為者率についても記載されており、平日のメール行為者率は 47.6%に対し、休日のメール行為者率は 36.5%存在しており、平日と休日の利用時間の差異を以て、メールの利用用途についてビジネスが大半を占めているとは必ずしも言えないと考えます。 加えて、事故発生時の速やかな切り替えを実現するためには、通信の相手方の連絡先を事前に複数サービスにおいて把握する必要があり、このような必要が無い検索サービスや SNS と比較すると代替性が低いものと考えられます。御意見のあった大学入試の出願等に用いる用途については、通信の相手方の連絡先が公開されている事例であり、電子メールの代替性の程度の評価を変更させるものではないと考えます。	
--	---	--	--

		【LINE ヤフー株式会社】		
24	第4 5(2)イ① 第15段落	現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、それではなければ目的を達せられない緊急通報やデータ通信といったサービス以外は、1つのサービスが停止したとしても、他の連絡手段により目的を達することも可能である場合もあります。このため、利用者に対するアンケート調査においては、「重大な事故」と感じるかどうかは、他の連絡手段により目的を達することができるかどうかという点も考慮されるべきです。今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このようなサービス性質の違いを丁寧に説明した上で、アンケート調査を含む消費者の利用形態を把握・精査していただきますようお願いいたします。 なお、IPネットワーク設備委員会における、今回の電気通信事故報告制度の見直しの検討においては、サービスが多様化している中で「重大な事故」との呼称を用いることについても議論になっております。 既に国際的に見ても特異な報告制度である中、真に「重大な事故」として取り扱うべきものは何か、その他状況把握のために報告を求めたいものは何かなどを十分に検討することが必要であると考えられます。アンケート調査においても「重大な事故」との呼称を用いるべきか、検討が必要であると考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	本アンケート調査はサービスの代替性の程度といったサービスの特性に関わらず、利用者目線で当該サービスに障害が生じた際、「重大な事故」と感じる時間等を把握するために実施したものです。 一方、現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無(有料/無料)、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、サービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 また、どのような点について「国際的にみても特異な報告制度」と御意見されているか必ずしも明らかではありませんが、本報告案に記載のとおり、データ通信サービス(インターネットアクセス、インターネット接続)及び無料のインターネット関連サービスに関する諸外国における電気通信事故の報告基準を確認したところ、日本の現行基準はいずれも諸外国の中では中位程度の水準となっているものと考えております。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、	無

			今後の参考とさせていただきます。	
25	第4 5(2)イ① 第15段落	現在では多種多様な電気通信サービスが存在しており、それではなければ目的を達せられない緊急通報やデータ通信といったサービス以外は、1つのサービスが停止したとしても、他の連絡手段により目的を達することも可能である場合もあります。このため、利用者に対するアンケート調査においては、「重大な事故」と感じるかどうかは、他の連絡手段により目的を達することができるかどうかという点も考慮されるべきです。 今後、電気通信事故報告制度を未来志向で見直しを検討する際には、このようなサービス性質の違いを丁寧に説明した上で、アンケート調査を含む消費者の利用形態を把握・精査していただきますようお願いいたします。 なお、IPネットワーク設備委員会における、今回の電気通信事故報告制度の見直しの検討においては、サービスが多様化している中で「重大な事故」との呼称を用いることについても議論になっています。真に「重大な事故」として取り扱うべきものは何か、その他状況把握のために報告を求めたいものは何かなどを十分に検討することが必要であると考えられます。加えて、アンケート調査においても「重大な事故」との呼称を用いるべきか、検討が必要であると考えます。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINE ヤフー株式会社】	本アンケート調査はサービスの代替性の程度といったサービスの特性に関わらず、利用者目線で当該サービスに障害が生じた際、「重大な事故」と感じる時間等を把握するために実施したものです。 一方、現在の事故報告制度は、身体・生命・財産との関連性、利用者数の規模、サービス提供の対価としての料金徴収の有無(有料/無料)、サービスの同時・双方向性、サービスの代替性の程度などの指標を念頭に置いたサービスの重要度や社会的影響力に応じて、サービス別区分を設定した上で、その事故報告基準を定めたものです。 本報告案における事故報告基準の見直しにおいても、同様の指標を参考としつつ、サービスの重要度を検討していることから、サービスの代替性の程度といったサービスの特性については既に勘案されているものと考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	無
26	第4 5(2)イ③	今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられて	電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、そ	無

	第3段落 5(2)ウ③ 第3段落	いるとおり、現行の報告基準では、無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであることを明確に記載いただくようお願いします。 また、無料のインターネット関連サービスと有料サービスとは、法令上の義務や緊急通報の取扱、電波・電話番号の割当の有無などを踏まえ、求められるサービス品質が異なるものであることから、今回の報告基準の見直しにより、無料のインターネット関連サービスに対して有料サービスに準じた人的・物的な冗長性確保などを求めるものではないことを明確に記載いただくよう、お願いいたします。 【アジアインターネット日本連盟】	の結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものです。一方、電気通信事業者は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。 以上から、原案のとおりとします。	
27	第4 5(2)イ③ 第3段落 第4段落	今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では、無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであること、及び見直し後の基準を踏まえた設備構成の変更を求めるものではないことを明確に記載いただくようお願いします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものです。一方、電気通信事業者	無

			は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。	
28	第4 5(2)イ③ 第3段落 第4段落	今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では、無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであると理解しています。 情報収集を目的とするものであること、及び見直し後の基準を踏まえた設備構成の変更を求めるものではないことを明確に記載いただくようお願いします。 【LINE ヤフー株式会社】	電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものです。一方、電気通信事業者は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。	無
29	第4 5(2)イ③ 第6段落	無料の音声通話サービスについては、有料サービスとの間で、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無などの差異があるところであ	本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告	無

	第 7 段落	り、求められるサービス品質についてもこれらの差異が反映されるべきです。 また、メッセージングサービスのアプリに付随する音声通話機能については、仮に当該機能が停止したとしても、主たるサービスであるメッセージングサービスにおいて連絡を取ることが可能であり、代替性の点においても、主たる機能として音声通話を提供する有料サービスとでは異なるなど、サービスの性質が異なりますので、その点が重要度の考え方に反映されるべきです。 なお、2013 年 10 月 31 日付け「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方について報告書」44 ページにおいては、「サービス別区分」の分類の考え方として、「身体・生命等との関連性の高い「音声サービス」、メール等の通信手段や電子商取引等の社会経済活動の基盤として重要性の高まる「データ通信サービスや専用サービス」、無料であること等をメリットに数百万から数千万人に利用されている「無料のインターネット関連サービス(通話・メール等)」に大別できる。」とされており、今回の見直しを機に、無料のメッセージングサービスに付随する音声通話サービスについては、四の区分を適用する運用としていただきますようお願いします。 IP ネットワーク設備委員会における、今回の電気通信事故報告制度の見直しの検討において、無料の音声通話サービスはその検討対象となっておらず、現状において「利用者の期待に有料のものと比べて相違が認められる」か否か明らかになっておりません。 「無料のサービスについては、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無といった電気通信事業者側の事情において、有料サービスと	基準の見直し等を行うものであり、提供されるサービスの品質を定めるものではありません。 無料の音声通話については、有料の音声通話と同じく、現行基準において緊急通報を取り扱わない音声伝送役務と整理されています。また、無料の音声通話の重要度については、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無といった電気通信事業者側の事情において、有料サービスとの間に差異が認められる一方で、身体・生命・財産との関連性や利用者数の規模、サービスの同時・双方向性といった項目については、有料・無料の別にかかわらず、重要度が認められ、加えて、一部の無料音声通話については、現行基準の運用が開始された平成 27 年よりも、直近の令和6年の方がより多くの利用者によって利用されている実態が認められているところです。 こうした重要度を踏まえ、現状においては、無料の音声通話について、有料の音声通話と同等の報告基準を維持しつつ、将来の報告基準の見直しに当たって、無料の音声通話の利用状況やその通信品質等に対する利用者の期待に有料のものと比べて相違が認められる場合には、その基準の見直しを検討することが適当であると考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	
--	--------	---	--	--

		の間に差異が認められる」とも指摘されているところ、電気通信事故の報告基準は事業者の事業運営にも関わるものであり、そのような差異を長期間にわたって放置することは適切な行政運営とはいえませんので、いつ見直しの検討を実施するのか、具体的な時期を明示していただくべきですよ、よろしくお願いします。 なお、見直しの検討にあたって、利用者へのアンケート調査を実施する場合には、無料のサービスであることに加え、他のサービスの可用性に依存するサービスであることなどの前提条件を、丁寧に説明した上で調査頂く必要があると考えます。 【LINE ヤフー株式会社】		
30	第4 5(2)イ③ 第7段落	IP ネットワーク設備委員会における、今回の電気通信事故報告制度の見直しの検討において、無料の音声通話サービスはその検討対象となっておらず、現状において「利用者の期待に有料のものと比べて相違が認められる」か否か明らかになっておりません。 「無料のサービスについては、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無といった電気通信事業者側の事情において、有料サービスとの間に差異が認められる」とも指摘されているところ、電気通信事故の報告基準は事業者の事業運営にも関わるものであり、そのような差異を長期間にわたって放置することは適切な行政運営とはいえませんので、いつ見直しの検討を実施するのか、具体的な時期を明示していただくべきですよ、よろしくお願いします。 なお、見直しの検討にあたって、利用者へのアンケート	無料の音声通話については、有料の音声通話と同じく、現行基準において緊急通報を取り扱わない音声伝送役務と整理されています。また、無料の音声通話の重要度については、有料・無料の別のほか、電気通信回線設備の有無や電波・電話番号の割当有無といった電気通信事業者側の事情において、有料サービスとの間に差異が認められる一方で、身体・生命・財産との関連性や利用者数の規模、サービスの同時・双方向性といった項目については、有料・無料の別にかかわらず、重要度が認められ、加えて、一部の無料音声通話については、現行基準の運用が開始された平成 27 年よりも、直近の令和6年の方がより多くの利用者によって利用されている実態が認められているところです。 こうした重要度を踏まえ、現状においては、無料の音声通話について、有料の音声通話と同等の報告基準を	無

		調査を実施する場合には、無料のサービスであることに加え、他のサービスの可用性に依存するサービスであることなどの前提条件を、丁寧に説明した上で調査頂く必要があると考えます。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	維持しつつ、将来の報告基準の見直しに当たって、無料の音声通話の利用状況やその通信品質等に対する利用者の期待に有料のものと比べて相違が認められる場合には、その基準の見直しを検討することが適当であると考えます。 なお、アンケート調査の実施方法に係る御意見については、これまでの調査結果との連続性も勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。	
31	第4 5(2)イ③ 第7段落	無料の音声通話については、電気通信番号を用いない形態で提供されているものと認識しております。報告基準の見直しにあたっては、こうしたサービス形態の多様化する中で犯罪抑止等の観点も含めて検討が行われることが望ましいと考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
32	第4 5(2)ウ③ 第2段落	「重大な事故」の発生を抑えるために欠かせない」とされていますが、この点が今回の無料のインターネット関連サービスに係る事故報告の基準を大幅に強化する目的であれば、電気通信事業者になんらかの影響を及ぼす制度変更になりますので、重大な事故の報告と事故の発生抑止との因果関係を量的にお示しいただきますようお願いいたします。 【アジアインターネット日本連盟】	電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものです。 このうち、再発防止の観点からは、事業者から任意で報告される内容は、原因等の記述が必ずしも詳細でなく、対応の十分性や再発防止の徹底を確認する点から不足する場合があることや、事故の継続時間や影響利用者数について、当該事業者以外の者が把握することはできないといった事情を踏まえれば、任意の報告では	無

			適正な運用が担保できないおそれがあります。このため、一定規模を超えるものは「重大な事故」として適切な報告を受ける必要があります。また、総務省において、当該事業者の取組の十分性を有識者の参画も得て検証し、必要な助言・指導等を実施することで、当該事業者における同様の事故の再発防止を図るとともに、検証結果を他の事業者に共有することで、業界全体における同様の事故の再発防止を図るものです。 電気通信サービスを提供する事業者や通信ネットワークを構成する設備などが多様化しており、その事故原因も多様化・複雑化していることから、定量的因果関係を示すことは困難であると考えます。一方、報告基準を見直した場合に増加が見込まれる事故報告についても、これまでと同様に、再発防止に向けた取組の十分性の検証などの取組を通じて、事故を発生させた事業者及び業界全体における同様の事故の再発防止に資するものと考えられます。	
33	第4 5(2)ウ③ 第2段落	今回の事故報告基準の見直しは、無料のインターネット関連サービスを提供する電気通信事業者になんらかの影響を及ぼす制度変更になりますので、エビデンスに基づく検討が行われるべきです。 「「重大な事故」の発生を抑えるために欠かせない、事故の原因、措置模様、再発防止策等について明確な報告を受ける必要がある」とされているところ、今回の事故報告基準の見直しにより重大な事故の報告が行われることが、なぜ無料のインターネット関連サービスの電気通信事故の発生抑止につながるのか、その因果関係を定量的にお示	電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものです。 このうち、再発防止の観点からは、事業者から任意で報告される内容は、原因等の記述が必ずしも詳細でなく、対応の十分性や再発防止の徹底を確認する点から不足する可能性があることや、事故の継続時間や影響利	無

		させていただきますようお願いいたします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	用者数について、当該事業者以外の者が把握することはできないといった事情を踏まえれば、任意の報告では適正な運用が担保できないおそれがあります。このため、一定規模を超えるものは「重大な事故」として適切な報告を受ける必要があります。また、総務省において、当該事業者の取組の十分性を有識者の参画も得て検証し、必要な助言・指導等を実施することで、当該事業者における同様の事故の再発防止を図るとともに、検証結果を他の事業者に共有することで、業界全体における同様の事故の再発防止を図るものです。 電気通信サービスを提供する事業者や通信ネットワークを構成する設備などが多様化しており、その事故原因も多様化・複雑化していることから、定量的因果関係を示すことは困難であると考えます。一方、報告基準を見直した場合に増加が見込まれる事故報告についても、これまでと同様に、再発防止に向けた取組の十分性の検証などの取組を通じて、事故を発生させた事業者及び業界全体における同様の事故の再発防止に資するものと考えられます。	
34	第4 5(2)ウ③ 第2段落	電気通信事故には年次報告の対象となるものもあり、重大な事故に限られるものではありません。年次報告の対象となる事故を含め、オンラインフォーム化や選択方式、チェック方式を用いて電気通信事業者が事故報告をしやすくすることで、より広範囲に情報収集することが可能となり、統計的な分析も容易になり、行政の効率化にもつながります。 また、オンラインフォームで報告のあった電気通信事故	「重大な事故」の報告は、事故の原因、措置模様、再発防止策等について明確な報告を受けた上で、再発防止に向けた取組の十分性の検証など個別に詳細な分析を要するものであり、多数の事案を統計的に分析するような性質のものでないことから、オンラインフォーム化や選択方式といったものは馴染まないと考えられます。 また、電気通信事業報告規則に基づく報告について	有

		の中から詳細な事故の情報を求める必要がある事故を抽出し、電気通信事故検証会議で検証することとすれば、電気通信事業者の負担軽減につながります。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINE ヤフー株式会社】	は、従来の四半期毎の報告を見直し、2025 年度分の報告からは年度報告に変更することで、電気通信事業者の負担軽減を図ってきたところです。加えて、当該報告内容の粒度や報告件数の規模等を勘案し、既に選択方式が採用されており、効率的な統計分析及び電気通信事業者の負担軽減は図られていると考えます。オンラインフォーム化等については、その事故報告の実務等も勘案しながら、そのメリットを評価し、必要に応じて導入を検討することが適当であると考えられることから、御意見を踏まえ、以下のように修正することといたします（内容が重複する脚注については削除）。 【修正前】 また、「重大な事故」の報告は、個別に詳細な分析を要するものであり、多数の事案を統計的に分析するような性質のものでないため、オンラインフォーム化や選択方式といったものは馴染まないと考えられる。 【修正後】 また、「重大な事故」の報告は、個別に詳細な分析を要するものであり、多数の事案を統計的に分析するような性質のものでないため、オンラインフォーム化や選択方式といったものは馴染まないと考えられる。また、報告規則に基づく報告を要する事故は、報告内容の粒度や報告件数の規模等を勘案し、既に選択方式が採用されており、効率的な統計分析が図られている。オンラインフォーム化等については、その事故報告の実務等も勘案しながら、そのメリットを評価し、必要に応じて導入を検討することが適当である。	
--	--	---	--	--

35	第4 5(2)ウ③ 第3段落	今後、本報告書にそった制度変更が行われる場合には、各電気通信事業者は制度変更に伴う体制を整備し、変更後の制度に対応するための費用を負担することになるものではありますが、今回、国の都合による制度変更に対応するための費用を負担することが「義務」だとする根拠をお示しいただきますようお願いいたします。 制度の変更による費用負担が電気通信事業者の「義務」だとするのであれば、今回の報告基準の見直しは、事業の予見可能性が確保されないまま、国の都合により従前の6倍に基準を強化するという激変に当たるものであり、激変緩和措置が検討されるべきです。 電気通信事故の報告制度は、電気通信事業者の協力によって成り立つものであり、電気通信事業者が率先して協力しやすいような文言に修正いただきますようお願いいたします。 加えて、こういった日本にのみ固有の特異な制度整備は、日本におけるコンプライアンスコストを上げ、日本の事業環境の評価としてマイナス要因になる点には十分に留意が必要であると考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	本報告案は、電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえ、電気通信事故報告制度の在り方に関する対応の方向性について検討を行った結果を取りまとめたものです。報告案に記載のとおり、「無料のインターネット関連サービス」区分について、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均で見ると、当該区分における「重大な事故」の報告件数は年間0件であり、報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込まれる報告件数は、特定の事業者に偏ることなく、サービス全体として年間1.6件であること、また、「その他」区分における「重大な事故」の報告件数は年間6件であり、インターネットアクセス・接続サービスの報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込まれる報告件数は、特定の事業者に偏ることなく、サービス全体として年間3.4件であることから、こうしたサービスを提供する個別の事業者に過度の負担を生じさせるものではないと考えられます。 また、「重大な事故」の報告については、電気通信事業法第二十八条第二項において規定されており、電気通信事業者に対し「重大な事故」が生じた場合等に、遅滞なく総務大臣へ報告する義務を定めています。こうした報告義務を果たすための電気通信事業者における報告体制の確保は必要になると考えられますが、体制の確保に関して、制度上、直接的に規定されている訳ではないため、御意見を踏まえ、以下のように修正することいたします。 【修正前】 報告基準の見直しに伴い、報告義務を負う電気通信	有
----	----------------------	--	--	---

			事業者において、事故発生時の報告体制を整えるとともに、報告を実施するための費用が生じることが想定されるが、一定の社会的重要性を有する電気通信事業者が負担すべき義務であり、これまでの電気通信事故報告制度同様、当該費用は当該事業者が負担することが適当である。 【修正後】 報告基準の見直しに伴い、報告義務を負う電気通信事業者において、事故発生時の報告体制を整えるとともに、報告を実施するための費用が生じることが想定されるが、一定の社会的重要性を有する電気通信事業者が負担すべきものであり、これまでの電気通信事故報告制度同様、当該費用は当該事業者が負担することが適当である。	
36	第4 5(2)ウ③ 第3段落	今後、本報告書にそった制度変更が行われる場合には、各電気通信事業者は制度変更に伴う体制を整備し、変更後の制度に対応するための費用を負担することになるものではありますが、今回、国の都合による制度変更に対応するための費用を負担することが「義務」だとする根拠をお示しいただきますようお願いいたします。 制度の変更による費用負担が電気通信事業者の「義務」だとするのであれば、今回の報告基準の見直しは、事業の予見可能性が確保されないまま、国の都合により従前の6倍に基準を強化するという激変に当たるものであり、激変緩和措置が検討されるべきです。 電気通信事故を報告すること自体は法令上の義務ではありますが、電気通信事業者の協力によって成り立つ制	本報告案は、電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえ、電気通信事故報告制度の在り方に関する対応の方向性について検討を行った結果を取りまとめたものです。報告案に記載のとおり、「無料のインターネット関連サービス」区分について、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均で見ると、当該区分における「重大な事故」の報告件数は年間0件であり、報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込まれる報告件数は、特定の事業者に偏ることなく、サービス全体として年間1.6件であること、また、「その他」区分における「重大な事故」の報告件数は年間6件であり、インターネットアクセス・接続サービスの報告基準を本報告案により見直した場合であっても、増加が見込ま	有

		度ですので、例えば、「報告を実施するための費用が生じることが想定されるが、一定の社会的重要性を有する電気通信事業者におかれては、このような費用負担を許容いただきたい」等といった穏当な表現に修正いただきますようお願いいたします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	れる報告件数は、特定の事業者に偏ることなく、サービス全体として年間 3.4 件であることから、こうしたサービスを提供する個別の事業者に過度の負担を生じさせるものではないと考えられます。 また、「重大な事故」の報告については、電気通信事業法第二十八条第二項において規定されており、電気通信事業者に対し「重大な事故」が生じた場合等に、遅滞なく総務大臣へ報告する義務を定めています。こうした報告義務を果たすための電気通信事業者における報告体制の確保は必要になると考えられますが、体制の確保に関して、制度上、直接的に規定されている訳ではないため、御意見を踏まえ、以下のように修正することといたします。 【修正前】 報告基準の見直しに伴い、報告義務を負う電気通信事業者において、事故発生時の報告体制を整えとともに、報告を実施するための費用が生じることが想定されるが、一定の社会的重要性を有する電気通信事業者が負担すべき義務であり、これまでの電気通信事故報告制度同様、当該費用は当該事業者が負担することが適当である。 【修正後】 報告基準の見直しに伴い、報告義務を負う電気通信事業者において、事故発生時の報告体制を整えとともに、報告を実施するための費用が生じることが想定されるが、一定の社会的重要性を有する電気通信事業者が負担すべきものであり、これまでの電気通信事故報告制度同様、当該費用は当該事業者が負担することが	
--	--	---	--	--

			適当である。	
37	第4 5(2)ウ③ 第3段落	今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では、無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであることを明確に記載いただくようお願いします。 また、無料のインターネット関連サービスと有料サービスとでは、法令上の義務や緊急通報の取扱、電波・電話番号の割当の有無などを踏まえ、求められるサービス品質が異なるものであることから、今回の報告基準の見直しにより、無料のインターネット関連サービスに対して有料サービスに準じた人的・物的な冗長性確保などを求めるものではないことを明確に記載いただくよう、お願いいたします。 【アジアインターネット日本連盟】	電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものです。一方、電気通信事業者は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。 以上から、原案のとおりとします。	無
38	第4 5(2)ウ③ 第3段落	「電気通信事業者が今回の報告基準の見直しを踏まえて設備構成に変更を加える場合には一定の期間を要するものと考えられる。」とされている点に関連して、無料のインターネット関連サービスを提供する事業者の事業の予見性確保の観点から、次のとおり、ご質問いたします。 固定電話や携帯電話といったサービスと無料のインターネット関連サービスとでは、法令上の義務や緊急通報の	本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものであり、提供されるサービスの品質を定めるものではありません。一方、電気通信事業者は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合	無

		取扱、電波・電話番号の割当の有無などの差異があることから、求められるサービス品質についても差異があると理解してよろしいでしょうか。 また、今後、本報告を踏まえた報告基準の見直しが行われるものと考えておりますが、見直し後の基準が適用される無料のインターネット関連サービスに対して、見直し後の基準を踏まえた設備構成の変更や、有料サービスに準じた人的・物的な冗長性確保などを求めているものではないと理解してよろしいでしょうか。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。 以上から、原案のとおりとします。	
39	第4 5(2)ウ③ 第3段落	今回の無料のインターネット関連サービスの重大な事故の報告基準の見直しは、委員会で各構成員が述べられているとおり、現行の報告基準では、無料のインターネット関連サービスに係る重大な事故の報告がなく、事故事例として情報の集積がなされていないため、情報収集を目的として変更を行うものであると理解しているところです。 「電気通信事業者が今回の報告基準の見直しを踏まえて設備構成に変更を加える場合には一定の期間を要するものと考えられる。」とされている点について、今回の報告基準の見直しにより、無料のインターネット関連サービスに対して有料サービスに準じた人的・物的な冗長性確保などを求めるものではないことを明確に記載いただくよう、お願いいたします。 【LINE ヤフー株式会社】	電気通信事故報告制度の目的としては、事故の報告や利用者周知の促進、再発防止性の十分性の検証、その結果の共有等の取り組みを通じ、利用者における混乱の軽減を図るとともに、電気通信事業者による電気通信サービスのさらなる安定的な提供を促すことにより、利用者の利益の保護を図るものであり、情報収集のみを目的としたものではありません。 本報告案における事故報告制度の見直しは、電気通信サービスの利用実態の変化や電気通信事故の発生状況等を踏まえながら、あくまで、「重大な事故」の報告基準の見直し等を行うものです。一方、電気通信事業者は、「重大な事故」の報告基準等を参考にしつつ、設備の収容数等を決定するなど、事故が発生する場合の影響を一定規模以下に抑えるための自主的な取り組みを行ってきたところです。こうした電気通信事業者による自主的な取組は、電気通信サービスのさらなる安定的な提供の観点からも望ましいものと考えます。	無

			以上から、原案のとおりとします。	
40	第4 5(2)ウ③ 第4段落	現在の重大な事故の報告様式では、メリハリなく多くの項目において手厚い記述が求められているところ、適切な事務負担軽減や合理的な資源配分がなされるよう見直すものであると理解しています。このため、「重要な点を手厚くするなど」とされている点については、現状において既に手厚い記述が求められている項目を、今後更に手厚く記述するよう求められるように読めますので、削除することが適当と考えます。 【アジアインターネット日本連盟、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、LINE ヤフー株式会社】	電気通信事故報告制度の目的を鑑み、再発防止の観点から重要な点については従前と同様に明確な報告を受ける必要があることから、御意見を踏まえ、以下のように修正することといたします。 【修正前】 このため、事案に照らし、<u>再発防止の観点から必要度が低い事項については記述を薄くし、あるいは、要しないこととし、重要な点を手厚くするなど</u>、適切な事務負担軽減や合理的な資源配分がなされるよう、総務省がガイドライン等においてその方向性を明らかにすることが適当である 【修正後】 このため、事案に照らし、<u>再発防止の観点から重要な点については引き続き手厚い記載を行う一方で、必要度が低い事項については記述を薄くし、あるいは、要しないこととするなど</u>、適切な事務負担軽減や合理的な資源配分がなされるよう、総務省がガイドライン等においてその方向性を明らかにすることが適当である	有
41	第4 5(5)③ 第1段落	「重大な事故」の報告基準の見直しに伴い、報告件数の増加が見込まれることを踏まえれば、「重大な事故」のうち、過去に類似事例がないものや、特に注意を要するものの検証を重点化すべきである。」との方向性に賛同します。加えて、単純なヒューマンエラーに起因するような類の事故まで、コストをかけて検証する必要はないと考えられま	賛同の御意見として承ります。なお、「重大な事故」の発生要因としては、人為要因によるものが一定の割合を占めており、当該類型の別のみによって検証対象外とするのではなく、個別の事例ごとに精査の上、検証を行うことが適当であると考えます。 また、電気通信事故検証会議については、事業者に	無

		す。 なお、電気通信事故検証会議で検証を行う場合においても、事務負担の軽減のため、基本的に重大な事故の報告として提出した Word ファイルの報告書により説明すれば足りることとし、補足説明のために必要がある場合を除き、パワーポイント形式での資料の作成を要しないこととしていただきますよう、よろしくお願いします。 【アジアインターネット日本連盟】	対し過度の負担とならないよう配慮が必要と考えられます。一方で、事故を発生させた事業者における再発防止に向けた取組の十分性の検証といった電気通信検証会議の目的に鑑み、その検証が効率的に進められるような資料作成や分かりやすい説明に引き続き協力頂きたいと考えます。	
42	第4 5(5)③ 第1段落	「重大な事故」の報告基準の見直しに伴い、報告件数の増加が見込まれることを踏まえれば、「重大な事故」のうち、過去に類似事例がないものや、特に注意を要するものの検証を重点化すべきである。」との方向性に賛同します。 また、単純なヒューマンエラーに起因するような類の事故まで、コストをかけて検証する必要はないと考えられます。 なお、電気通信事故検証会議で検証を行う場合においても、事務負担の軽減のため、基本的に重大な事故の報告として提出した Word ファイルの報告書により説明すれば足りることとし、補足説明のために必要がある場合を除き、パワーポイント形式での資料の作成を要しないこととしていただきますよう、よろしくお願いします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	賛同の御意見として承ります。なお、「重大な事故」の発生要因としては、人為要因によるものが一定の割合を占めており、当該類型の別のみによって検証対象外とするのではなく、個別の事例ごとに精査の上、検証を行うことが適当であると考えます。 また、電気通信事故検証会議については、事業者に対し過度の負担とならないよう配慮が必要と考えられます。一方で、事故を発生させた事業者における再発防止に向けた取組の十分性の検証といった電気通信検証会議の目的に鑑み、その検証が効率的に進められるような資料作成や分かりやすい説明に引き続き協力頂きたいと考えます。	無
43	第5 第5段落	無料のインターネット関連サービスを提供する電気通信事業者は、これまで重大な事故の報告基準に該当せず報告実績がなかったとしても、各社は責任ある当事者として自らのサービスの安全・信頼性の確保に向けた取組を実	本報告案記載のとおり、事故報告制度の見直しにあたっては、最近の「重大な事故」等の検証や対策状況、「重大な事故」等の報告対象となる事故・報告内容等について希望する事項等に関して、無料のインターネット	有

		施しております。 また、IP ネットワーク設備委員会における今回の電気通信事故報告制度の見直しの議論に際し、固定電話および携帯電話事業者等が同委員会のオブザーバーとなっている中、業界団体（AICJ）や大きな影響を受ける無料のインターネット関連サービスを提供する事業者に対し、オブザーバー参加の打診もなく、また、ヒアリングの機会も十分に与えられておりません。 このため、AICJ は、より良い電気通信事故報告制度の詳細設計に資するため、意見書を提出しております（別紙として本意見提出に添付）。そのような事実を踏まえ、無料のインターネット関連サービスを提供する事業者向け「社会的重要性の高まりを改めて認識し、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画し、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組をこれまで以上に進めることを期待する。」と、あたかも取組が不足しているかのような記載は遺憾です。 電気通信事故の報告制度は、電気通信事業者の協力によって成り立つものであり、無料のインターネット関連事業者のこれまでの取組に配慮した書き振りへの修正をお願いいたします。 【アジアインターネット日本連盟】	関連サービスを提供する事業者を含む電気通信事業からヒアリングを非公開で実施し、意見交換を行っております。 また、御意見のあった記載については、以下のように修正することといたします。 【修正前】 こうしたサービスを提供する電気通信事業者においては、これらサービスの社会的重要性の高まりを改めて認識し、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画し、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組をこれまで以上に進めることを期待する。 【修正後】 こうしたサービスを提供する電気通信事業者においては、これらサービスの社会的重要性の高まりを踏まえ、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画いただき、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組を進めていかれることを期待する。	
44	第5 第5段落	無料のインターネット関連サービスを提供する電気通信事業者は、これまで重大な事故の報告基準に該当せず報告実績がなかったとしても、責任ある当事者として自らのサービスの安全・信頼性の確保に向けた取組を実施しております。	本報告案記載のとおり、事故報告制度の見直しにあたっては、最近の「重大な事故」等の検証や対策状況、「重大な事故」等の報告対象となる事故・報告内容等について希望する事項等に関して、無料のインターネット関連サービスを提供する事業者を含む電気通信事業か	無

	また、IP ネットワーク設備委員会における今回の電気通信事故報告制度の見直しの議論に際し、固定電話および携帯電話事業者等が同委員会のオブザーバーとなっていて、大きな影響を受ける無料のインターネット関連サービスを提供する事業者やその業界団体に対し、オブザーバー参加の打診もなく、また、ヒアリングの機会も十分に与えられておりません。 そのような事実を踏まえ、無料のインターネット関連サービスを提供する事業者に向けて「社会的重要性の高まりを改めて認識し、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画し、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組をこれまで以上に進めることを期待する。」と、あたかも社会的重要性の高まりの認識やこれまでの自主的な取組が不足しているかのような記載は遺憾です。 電気通信事故の報告制度は、法令の義務があるとしても電気通信事業者の自主的な申告によって成り立つものであり、無料のインターネット関連事業者のこれまでの取組に配慮し、協力を得られるような書き振りへの修正をお願いいたします。 例えば、「こうしたサービスを提供する電気通信事業者においては、近年、これらサービスの社会的重要性が以前に増して高まっていることから、より一層の電気通信役務の安全・信頼性の確保に向け、報告制度の詳細設計や制度運用に参画していただくようお願いしたい。」といった修正を提案いたします。 【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】	らヒアリングを非公開で実施し、意見交換を行っております。 また、御意見のあった記載については、以下のように修正することといたします。 【修正前】 こうしたサービスを提供する電気通信事業者においては、これらサービスの社会的重要性の高まりを改めて認識し、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画し、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組をこれまで以上に進めることを期待する。 【修正後】 こうしたサービスを提供する電気通信事業者においては、これらサービスの社会的重要性の高まりを踏まえ、責任ある当事者として、報告制度の詳細設計や制度運用に参画いただき、電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組を進めていかれることを期待する。	
--	--	---	--

45	第5	電気通信役務の安全・信頼性の確保に向けた取組に於いて、 報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 報告(案)に賛同いたします。 本報告(案)にございます、「電気通信事故報告制度の在り方については、今後も事故の発生状況や市場環境等の変化を踏まえ、電気通信サービスにおけるイノベーションに与える影響にも留意しつつ適時適切な議論を行っていくことが重要である。」に賛同いたします。 また、電気通信事故報告制度が事業者の過度な負担とならないよう制度設計をお願いいたします。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	賛同の御意見として承ります。 本報告案のとおり、電気通信事故報告基準の見直しや運用に当たっては、電気通信事業者の過度の負担とならないよう配慮しつつ取組を進めることが重要であると考えます。	無
----	----	---	---	---